育児部分休業申出書

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 申出年月日　　　　年　　月　　日  　　　　　　長　　　殿 | | | | |
| 私は、育児休業等に関する規程第１５条に基づき、次のとおり育児部分休業の申出をします。なお，記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。 | | | | |
| 申出者所属  氏名 | | | | |
| １　休業に係る子の  状況 | （１）氏名 |  | | |
| （２）生年月日 |  | | |
| （３）本人との続柄 |  | | |
| （４）養子の場合、  縁組成立年月日 | 平成　　年　　月　　日 | | |
| ２　申出者以外の子の親 | （１）氏　名 |  | | |
| （２）同居の有無 | □　同居　　　□　別居 | | |
| （３）就業の有無 | □　 有　　　 □　 無 | | |
| ３　託児の様態 | □　託児施設（　　　　） 　　　　　□　その他（　　　　）  （託児時間：　時　分～　時　分）　　　（託児時間：　時　分～　時　分） | | | |
| ４　通勤時間 | 時間　　　　分（託児先を経由する時間を含む） | | | |
| ５　申出期間  　　及び時間 | 期　　　　　間 | | | 時　　　　　間 |
| 平成　　年　　月　　日から  平成　　年　　月　　日まで | | □　毎　日  □　その他（　　） | 午前　　時　　分～　時　　分  午後　　時　　分～　時　　分 |
| 平成　　年　　月　　日から  平成　　年　　月　　日まで | | □　毎　日  □　その他（　　） | 午前　　時　　分～　時　　分  午後　　時　　分～　時　　分 |
| ※規程第１１条に基づく申出撤回後、再度の申出を行う場合において前回の育児休業申出期間 | | | |
| 平成　　年　　月　　日から  平成　　年　　月　　日まで | | □　毎　日  □　その他（　　） | 午前　　時　　分～　時　　分  午後　　時　　分～　時　　分 |
| ６　備　　　考 |  | | | |
| (注)  ①　この申出書には、申し出に係る子の氏名、申出者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受領証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。  ②　申し出に係る子について、(ア)職員以外の当該子の親が育児部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(イ)託児の態様、通勤の状況以外に育児部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を備考欄に記入すること。  ③　職員から育児部分休業の申し出が、撤回された場合には、その旨を裏面に記入すること。  ④　該当する□にはレ印を記入すること | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （裏面）  育児部分休業申出撤回書   |  | | --- | | 長　　　殿 | | 私は、育児休業等に関する規程第１１条第１項に基づき、次のとおり育児部分休業の申出を撤回します。 | | 申出者所属  氏名 | | | | | | | | |
| 申出日 | 休業の申出を撤回する時間 | | 時間数 | 申出者の印 | 機関の長の  印 | 勤務時間  管理員印 | 備考 |
| 午前 | 午後 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |
|  | 時　分から | 時　分から | 時間 |  |  |  |  |
| 時　分から | 時　分から | 分 |